

広島県告示第百八十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定によって、通行する車両の高さの最高限度が、四・一メートル以下である道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第十条第一項の規定によって、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十年三月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道小泉本郷線	三原市沼田西町小原七三番五地先から 三原市本郷町本郷四八五〇番一地先まで

二 指定する期日

平成二十年四月一日

三 通行方法

前記一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上、走行すること。